

那覇市議会 業務継続計画 (議会 B C P)

令和 2 年 12 月

那覇市議会

計画の新規制定／改定一覧

[illegible]

目次

1 目的.....	1
2 本BCPにおいて想定する災害等.....	1
3 議会の役割.....	2
4 議員の役割.....	2
5 議会事務局の役割.....	2
6 那覇市議会災害対策連絡本部(議会本部)の開催要件、組織、役割等.....	3
7 災害時における議会及び議員の行動.....	4
8 災害発生時における連絡体制.....	6
9 災害時における本BCPに基づく対応 (フロー図).....	8
参考1 那覇市議会災害対策連絡本部要綱.....	9
参考2 那覇市災害対策本部(市本部)の配備体制(抜粋).....	11
参考3 市当局における業務継続計画(市BCP)制定の目的等(抜粋).....	14

1 目的

那覇市議会業務継続計画(以下「本BCP」という。)は、那覇市全域及び市役所機能に激甚な災害等が発生し、若しくは発生すると予想され、那覇市災害対策本部等(以下「市本部等」という。)が設置される場合において、市本部等と連携を図り、議会として二代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、体制整備を行うことを目的に策定する。

※ BCPとは、Business Continuity Plan(業務継続計画)の頭文字をとったもの。

※ 本BCPは、本会議、委員会等がおおむね平常通り開催できるようになるまでの期間における議会、議員等の役割や具体的な取組等について定めた計画。

2 本BCPにおいて想定する災害等

本BCPにおいて想定する災害等は、市本部等が設置され、市の全職員が配備要員となる那覇市地域防災計画の第3配備体制(以下「第3配備体制」という。)となるものとし、次の表のとおりとする。

災害等の種別	災害等の主な内容、目安等
自然災害	地震、津波、暴風、豪雨、洪水、土砂災害等の災害により、市全域等に激甚な被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	大規模な火災等の事故、新型インフルエンザ等の感染症、原子力事故、テロ等により、市全域等に激甚な被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

(参考2 那覇市災害対策本部(市本部)の配備体制(抜粋))

※ 災害等が発生した場合において議会が果たすべき役割や行動は、市の災害対応と極めて高い関係性を有し、相互補完する形であることから、本BCPにおいて想定する災害等については、市における地域防災計画に基づく災害対策本部や国民保護計画に基づく那覇市国民保護対策本部及び那覇市緊急対処事態対策本部が設置される災害基準を概ね準用するものである。

3 議会の役割

- (1) 議会は、本BCPにおいて想定する災害等のうち、市本部等が設置され、第3配備体制となる災害等が発生した場合は、遅滞なく「那覇市議会災害対策連絡本部」（以下「議会本部」という。）を設置し、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害対策活動を行うための体制整備を行う。
- (2) 市本部等が、迅速かつ適切な災害対応に専念できるようにするため、必要な協力・支援を行う。
- (3) 復旧・復興に向け、必要な事項について、速やかに審議する。
- (4) 市と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して、要望活動等を行う。

4 議員の役割

- (1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。
- (2) 市本部等が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報等を議会本部宛に原則としてメールで提供する。なお、当該情報等は、市本部等に直接提供せず、連絡も行わないものとする。
- (3) 議会本部から提供があった情報を市民に提供する。

5 議会事務局の役割

市本部等が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して、速やかに次に掲げる災害対応業務に当たるものとする。なお、災害が勤務時間外に発生した場合においては、速やかに議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

- (1) 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。
- (2) 議会事務局職員の安否を確認する。

- (3) 議員の安否を確認する。
- (4) 本庁舎 4 階の被災状況を確認する。
- (5) 議会本部の開催を準備し、事務の補佐を行う。
- (6) 市本部等との連絡体制を確保し、災害関係情報を収集・整理する。
- (7) 市本部等から要請があった場合は、議場、委員会室等を市本部等に開放する。
- (8) 本庁舎 4 階の被災状況によっては、本会議、委員会、議会本部等の開催場所を確保する。

6 那覇市議会災害対策連絡本部(議会本部)の開催要件、組織、役割等

(参考 1 那覇市議会災害対策連絡本部要綱 参照)

議長は、第 3 配備体制となる災害等が発生した場合、遅滞なく、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者をもって組織した議会本部を開催する。ただし、第 3 配備体制とならない場合においても、議会運営委員会及び各派代表者会議が開催できず、議長が必要と認める場合においては、開催することができる。

※ 議会本部は、議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間における地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 12 項及び那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)第 166 条第 1 項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場とする。

(1) 議会本部の統括・代理順位

議長は、議会本部を代表し、その事務を統括する。なお、議長が不在時の代理順位は、次のとおりとする。

- ア 第一順位 副議長
- イ 第二順位 議会運営委員会委員長
- ウ 第三順位 会派代表者のうち年長の議員

(2) 議会本部の所掌事務

議会本部は、次に掲げる事務を行う。

ア 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。

イ 本会議、委員会等の開催準備の調整のほか議会機能回復に向けた対応協議に関すること。

ウ 市本部等から提供があった情報を議員に提供すること。

エ 議員等から収集した情報を整理し、市本部等に当該情報を提供すること。

オ 議会が、国、県その他の関係機関に対して要請活動等を行うための内容を検討すること。

カ 市本部等からの要請に関すること。

キ その他議長又は(1)の代理者が必要と認めること。

7 災害時における議会及び議員の行動

(1) 災害等の発生時(発災から3日(日数は目安。以下同じ。))

ア 本会議又は全員協議会が、開催中の場合

(ア) 議長は、直ちに本会議又は全員協議会(以下「本会議等」という。)を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。

(イ) 議長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議等を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければならない。

(ウ) 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

イ 委員会が開催中の場合

(ア) 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保した上で、委員会における被災状況を議長に報告する。

(イ) 委員長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の委員会を閉じることができる。

ウ 本会議等若しくは委員会が開かれていないとき又は議員自身が登庁して
いない場合

- (ア) 議員は、災害が発生した場合は、議会本部からの連絡があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- (イ) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否、その居所及び連絡先を市議会事務局に連絡する。
- (ウ) 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

エ 委員会等、公務による視察(出張)を行っている場合

- (ア) 視察団の責任者(委員長又は会派代表者)は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長に報告する。
- (イ) 視察団の責任者(委員長又は会派代表者)は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し、帰市(市内視察にあっては帰庁)する。
- (ウ) 議長は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対し、視察の終了及び帰市又は帰庁を命ずることができる。

オ 議長が出張中の場合

- (ア) 原則として、前記エと同様の対応とする。
- (イ) 議長が出張中のときは、帰市若しくは帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

カ 議会本部の開催

- (ア) 議長は、議会本部を招集する。
- (イ) 議会本部の開催等については、タブレットの議会ファイリングシステム、メール等を使用し、全議員に周知する。

(2) 応急活動期(発災から4～10日)

- ア 発災時から継続して、市本部等と連携し、議会本部で収集・整理した情報を市本部等へ提供するとともに議員へ情報提供をする。
- イ 議会本部の今後の取組みや日程等について、検討を始める。

(3) 復旧活動期(発災から11日目以降)

- ア 議会本部は、応急活動期から継続して、市本部等と連携する。市本部等の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ、市本部等に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を受ける。
- イ 議会開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。
- ウ 臨時会等が開催された場合は、災害対策及びその必要経費等を速やかに審議する。
- エ 迅速な復旧・復興の実現に向け議会本部で、検討・調整した内容について、国、県その他の関係機関に対し、要望するなどの活動を行う。
- オ 議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、議会として、必要に応じ提案、提言及び要望等を行う。

8 災害発生時における連絡体制

(1) 安否確認等

本BCPが対象とする災害が発生し、議会事務局から安否確認メールが届いた場合、議員は、速やかに、自身の安否、居所、連絡先等を返信する。

(返信先：G-GIJI001@city.naha.lg.jp)

なお、メール等の使用が制限され、又は、携帯電話が使用不能な場合は、固定電話又はFAX等を使用し、市議会事務局議事管理課(電話 098－862－8153、FAX098－862－8296)に連絡するものとする。

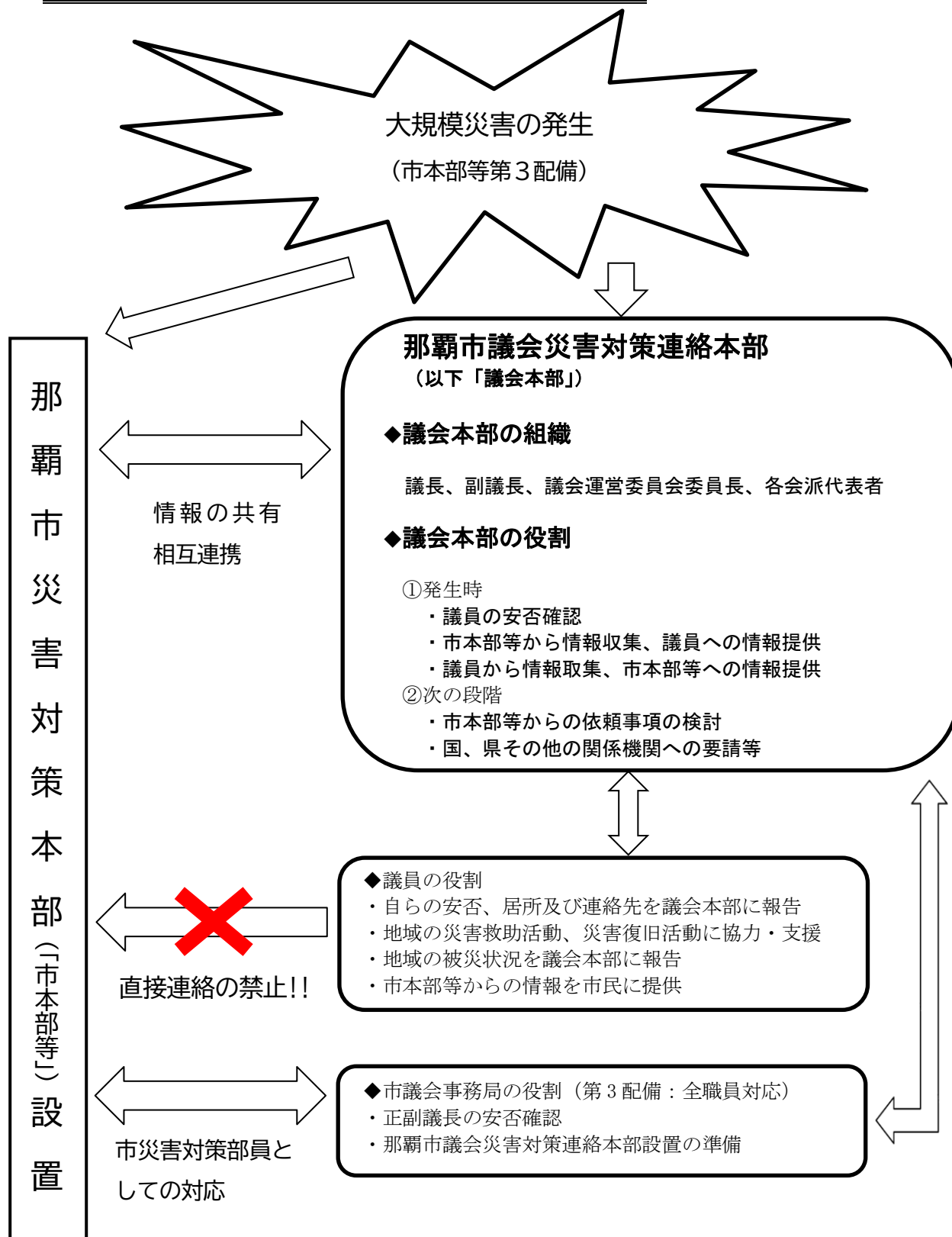
(2) 議会本部からの情報提供

市本部等から提供された情報又は議会本部に集約された情報については、全議員へタブレットの議会ファイリングシステムや登録の携帯電話等へのメール等により、少なくとも1日1回は提供する。

(3) 登録メールアドレスの変更等について

議員は、登録メールアドレスを変更・削除する場合は、その都度、議会事務局にその旨を連絡するものとする。

9 災害時における本BCPに基づく対応（フロー図）



参考 1

那覇市議会災害対策連絡本部要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会会議規則(昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号)第 166 条第 4 項の規定に基づき、那覇市議会災害対策連絡本部(以下「議会本部」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 議会本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- (2) 本会議、委員会等の開催準備の調整のほか議会機能回復に向けた対応協議に関すること。
- (3) 那覇市災害対策本部(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 1 項の規定により設置されるものをいう。以下「市本部等」という。)から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと。
- (4) 議員等からの情報を収集し、及び整理し、並びに市本部等に情報の提供を行うこと。
- (5) 国、県その他の関係機関に対して要請活動等を行うための内容を検討すること。
- (6) 市本部等からの依頼事項の実施に関すること。
- (7) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 議会本部は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者で組織する。

- 2 議長は、議会本部を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 4 議長及び副議長に事故があるとき又は欠けたときは、議会運営委員会委員長が議長の職務を代理する。また、議会運営委員会委員長に事故があるとき又は欠けたときは、各会派代表者のうち年長の議員が議長の職務を代理する。
- 5 議長は、各会派代表者に事故があるとき又は欠けたときは、当該会派の議員の中から当該代表者を代理するものを選任することができる。

(会議)

- 第4条 議会本部は、市本部等が設置され、市本部等における職員の配備体制が第3配備となった場合、遅滞なく、議長又は前条第3項若しくは第4項の規定により職務を代理するもの(以下「議長等」という。)が招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、議長等の決するところによることができる。

(市本部等との連携)

- 第5条 議会本部は、市本部等の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じて、市本部等に対し、災害情報の説明を求めることができる。
- 2 前項のほか、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長等と市長が協議の場を設けることができる。

(事務局)

- 第6条 議会事務局は、議長等の命を受け、議会本部の事務を補佐する。

(その他)

- 第7条 この要綱で定めるもののほか、議会本部の運営に関して必要な事項は、議長等が定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

参考 2

那覇市災害対策本部（市本部）の配備体制（那覇市地域防災計画から抜粋）

本市では、那覇市地域防災計画において、災害対策本部の設置基準及び配備体制を、次のように定めている。

第 3 編 地震・津波応急対策計画

第 3 節 災害対策本部設置

- 市域に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。
- 那覇市を含む地域に気象業務法に基づく、津波等の警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- その他市長が本部を設置し、総合的な応急対策を行う必要があると認めたとき。例えば次のような場合がある。
 - ・市役所その他公共機関に地震による大きな被害が報告されたとき。
 - ・市域に災害救助法の適用を要する地震が発生したとき。

第 1 節 配備体制

第 2 自主参集・自動配備

【自主参集・自動配備基準】 ※抜粋

配備体制	自動配備基準		主な活動	配備要員
	震度・警報等	警戒、被害の目安		
第 3 配備	震度 6 弱以上	広範囲に激甚な災害が発生したとき	全活動	第 3 配備職員〔全職員〕

第 5 組織・運営

1 組織

(4) 総括情報部の構成 ※抜粋

班名	構成部	主な事務
本部活動支援班	議会部 [略]	○ 総括情報部の庶務、各班支援に関する事項 ○ 議会との連絡調整に関する事項

(5) 避難所支援部の構成 ※抜粋

避難所支援部では、避難所の開設及び避難状況等の情報収集、避難所で必要とする支援要請に対し、迅速かつ的確な対応に繋がられるよう、避難所と各班等との連絡調整を実施する。

構成部	主な事務
支援部（議会部・選挙部・監査部）	○ 各部の支援

第4節 職員の配備・配置 ※抜粋

第2 職員の配置

5 職員の健康管理

市は、救助、救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係わる業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員等も参画して、速やかに実施できるよう災害発生直後から子育て、介護支援を行う。

なお、子育て、介護支援に必要な施設の早期復旧が困難な場合は、指定避難所や本庁舎等において、緊急対応の場として一時的に利用することを検討する。

【災害対策本部の所掌事務】 ※抜粋

〔部名〕 ◎部長、 ○副部長	〔班名〕 ●班長・班員	所 掌 事 務	
		初動期	応急期
〔議会部〕 ◎議会事務局長 ○議会事務局次長	〔庶務班〕 ●庶務課長 ・ 庶務課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告	①部内の連絡調整
	〔議事管理班〕 ●議事管理課長 ・ 議事管理課員	①市議会議員の安否確認	①市議会議員への情報提供

	〔調査法制班〕 ●調査法制課長 ・調査法制課員	②市議会議員への 情報提供	②災害時における議会 活動に関すること ③市議会議員の被災地 視察に関すること
--	-------------------------------	------------------	--

第4編 風水害等応急対策計画

【災害対策本部の設置基準】

- 那覇市を含む地域に気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- 那覇市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水、火事、爆発、その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- その他市長が本部を設置し、総合的な応急対策を行う必要があると認めたとき。
- 例えば次のような場合がある。
- ・市役所その他公共機関に災害による大きな被害が報告されたとき。
 - ・土砂災害、航空機事故、油流出、海難事故など重大な事故が発生したとき。
 - ・市域に災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。

【配備体制の基準】 ※抜粋

配備体制	予想情報	警戒、被害の目安	主な活動	配備要員
第3配備	市全域に災害が発生すると予想	(1) 土砂災害等によって重大な災害が発生したとき (2) 航空機事故、油流出、海難事故など重大な事故が発生したとき (3) 広範囲に大規模な災害が発生したとき	災害応急対策の全活動	第3配備要員〔全職員〕

参考 3

〇市当局における業務継続計画(市BCP)制定の目的等(抜粋)

本市では、那覇市業務継続計画(令和2年6月)を制定しており、当該計画を策定した目的、概要、那覇市地域防災計画との違い、基本方針等を、次のように定めている。

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

1 計画策定の趣旨

大規模な地震等災害が発生した際、市は災害応急対策や、災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担っている。しかしながら、大規模災害が発生した場合、市民等の生命、身体及び財産だけでなく、市の庁舎、所管施設、車両、通信設備及び情報システムや職員等の行政機能も被害を受け、著しく行政機能が低下する恐れがある。そのような状況下にあっても、市は災害対策業務や継続の必要性の高い通常業務を実施することが求められる。

このような観点から、利用できる資源が限られている状況下においても、行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定める業務継続計画を策定する。

2 業務継続計画の概要

(1) 業務継続計画とは

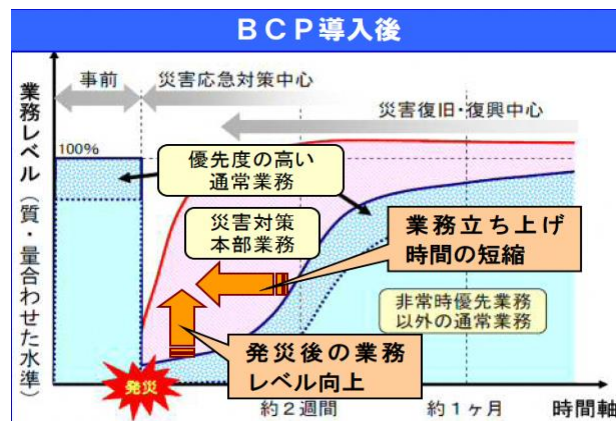
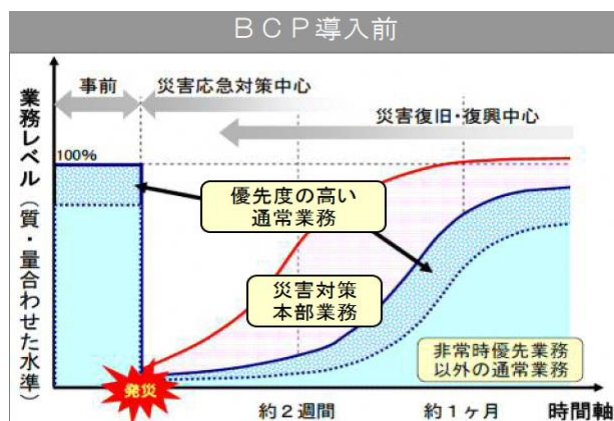
業務継続計画は、災害発生時の人や庁舎等の利用資源が限られる状況下において、優先的に実施すべき業務(以下、「非常時優先業務」という。)を特定し、それらの業務に着手する目標時間や継続するために必要な資源の確保・配分についての必要な措置、執行体制や対応手順をあらかじめ定め、大規模災害発生時においても、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的として策定する計画である。

(2) 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に、被害状況の確認など発災直後から、非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発

生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

なお、業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続が可能となる。



[略]

3 業務継続計画の位置づけ

(1) 防災に関する計画

[略]

(2) 地域防災計画と業務継続計画の違い

『地域防災計画』は、災害対策基本法第42条に基づき、那覇市防災会議が作成する法定計画である。また、想定される地震災害等から市民の生命・身体・財産および経済活動等を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策および復興対策に関し、実施すべき業務について定めたものである。

『業務継続計画』は、被災による行政機能の低下や、少ない参集職員、限られた資源を前提として、市役所の運営に関し、非常時優先業務等を定めた計画である。

地域防災計画と業務継続計画の主な違いは下表のとおりである。

業務継続計画と地域防災計画の違い

	業務継続計画	地域防災計画
法的根拠	なし	災害対策基本法第42条
上位計画	なし（関連計画：地域防災計画）	防災基本計画 沖縄県地域防災計画
作成 主体等	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。
計画の 趣旨	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の 被災	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある
対象業務	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。
実施主体	那覇市	那覇市、防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関等）、自主防災組織、自治会等、市民、事業者
業務開始 目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。

引用：内閣府「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」を参考に作成

第2節 業務継続計画の基本方針

1 基本方針

市は大規模災害時においても市民の生命・身体および財産を守ることが重要な任務であり、その任務を継続するため、下記の方針に基づいて業務継続を図る。

1. 市民の生命・身体・財産を最優先で保護しつつ、並行して必要な行政機能の維持を図る

大規模災害が発生した場合は、通常の業務を一時的に中断し、情報収集、救助、医療救護、避難者の保護など、人命に関わる災害応急対策業務を最優先に行う。また、優先的に継続しなければならない業務以外の通常業務については、積極的に休止又は縮小し、行政機能の維持を図る。

2. 業務継続の優先度の高い業務を取捨選択するとともに、必要資源の確保と適切な配分を行う

非常時優先業務の業務継続を図るため、職員や庁舎・電気・情報通信設備等の業務資源の現状把握や対策目標を設定するとともに、全庁横断的に資源確保に努め、職員が被災後も業務に従事できるための体制を整える。

また、各職員においては、たとえ通信手段が途絶し、具体的な指示・命令を受けられない状況となっても、各自「今、自分は何をすべきか」を考え、適時・的確に市の職員として求められる行動をとることができるようにする。

2 業務継続計画の適用及び解除等

大規模な地震災害等発生時の業務継続計画を実施する発動要件等を以下のとおり定める。

(1) 計画の適用と発動要件

大規模な地震災害等発生により、災害対策本部（以下「本部」という。）が

設置され、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合、若しくは災害対策本部長である市長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合とする。

(2) 解除基準

本部長は、安定的に業務継続が可能となった時点で業務継続計画の解除を宣言する。ただし、各本部員（各部局長）は、解除の宣言前であっても、非常時優先業務の進捗状況に応じて、休止・縮小した通常業務を順次再開させていくものとする。

(3) 適用範囲

業務継続計画の適用範囲は、那覇市役所の全組織とする。

(4) 対象期間

発災から1カ月以内とする。

※非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立され则认为されるまでの期間である。この期間は、厳密には被害状況の想定にもよるが、通常業務への移行や地域の重要産業の復旧等も発災後の必要資源の確保を考慮して1カ月とした。